

# 運 航 基 準

(小規模航路事業主用)

平成23年8月1日

事業主名 千代田町

(赤岩渡船)

## 目 次

- |       |         |
|-------|---------|
| 第 1 章 | 目的      |
| 第 2 章 | 運航の可否判断 |
| 第 3 章 | 船舶の航行   |

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶による群馬県営赤岩渡船航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって運航の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・水象が次に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水象 地点名	風速	波高	視程	水位
利根川	8 m/S以上	0.5 m以上	300 m以下	船の床の高さがGLより 500 mm以上

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 8 m/S 以上	波高 0.5 m 以上
-------------	-------------

3 船長は、第1項又は第2項に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300 m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、

適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を検査簿、点検簿、運航日誌等に記録するものとする。なお、運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載しなければならない。ただし、短い航路における運航の可否判断については適宜まとめて記載しても良い。

## 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準航路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、水流等から、航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準航路)

第6条 基準航路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次のとおりとする。

- (1) 微速 2ノット 750 rpm
- (2) 半速 4ノット 1000 rpm
- (3) 航行速力 8ノット 2000 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(運航管理者等との連絡等)

第8条 船長は、基準航行を中止したとき、又は運航管理上必要と認める事項があるときは、直ちに運航管理者に連絡しなければならない。

(添付物)

「運 航 基 準 図」



埼 玉